

## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 輸出貿易管理令の一部改正

一 特定有害廃棄物等に該当する仮に陸揚げした貨物の輸出について経済産業大臣の承認を要しないものとする事。

(第四条第二項関係)

二 エンコーダの部分品等の輸出について経済産業大臣の許可を要するものとする事等所要の規定の整備を行う事。

(別表第一関係)

### 第二 附則

一 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする事。ただし、第四条第二項の改正規定は、公布の日から施行するものとする事。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定する事。

(附則第二項関係)